

## 審 査 基 準 整 理 票

|        |                                                  |                        |      |
|--------|--------------------------------------------------|------------------------|------|
| 処 分 名  | 事業系一般廃棄物処理手数料の後納承認                               |                        |      |
| 根拠法令名  | 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成 6 年条例第 1 7 号） | (条項) 第 4 0 条           |      |
| 基準法令名  | 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成 6 年規則第 4 5 号） | (条項) 第 1 9 条第 1 項第 1 号 |      |
| 所管部署   | 環境部 廃棄物減量推進課                                     |                        |      |
| 標準処理期間 | 1 0 日                                            | 法定処理期間                 | —— 日 |

【審査基準】 ・ 文書の名称 【 \_\_\_\_\_ 】  
 ・ 掲載図書等 【 \_\_\_\_\_ 】  
 ・ 内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載

【事業系一般廃棄物処理手数料の後納承認に係る基準】

規則第 1 9 条第 1 項第 1 号の定期的に搬入する者の基準は、当該申請を行う者の申請月前 1 年間の搬入実績が同一施設におおむね毎月 8 回以上、又は年間 9 6 回以上であることとする。

【根拠法令】  
 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例  
 (廃棄物処理手数料)

第 4 0 条 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分については、手数料を徴収する。ただし、次に掲げる一般廃棄物については、この限りでない。

(1) 家庭廃棄物であって、市がごみ集積所から定期的に収集するもの  
 (2) 美化活動等による廃棄物

2 前項本文の規定により徴収する手数料の額は、別表のとおりとする。

【基準法令】  
 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則  
 (廃棄物処理手数料の徴収方法等)

第 1 9 条 条例第 4 0 条の規定により徴収する廃棄物処理手数料は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法により徴収する。ただし、市長がこれにより難しいと認めたときは、この限りでない。

(1) 事業系一般廃棄物を市の処理施設に定期的に搬入する者であって、事業系一般廃棄物処理手数料後納申請書（様式第 7 号）により申請を行い、市長の承認を得たもの（以下「後納申請者」という。）は、1 月ごとに納入通知書を送付して徴収する。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。